

# 市・道民税の

# お知らせ

**平成21年度の主な改正点**  
**▼寄附金税制が大幅に拡充**  
**▼公的年金からの特別徴収制度導入**

「市・道民税の寄附金税制が大幅に拡充されました。」

ふるさとに貢献・応援したいという方の思いをいやすため、地方公共団体に対する寄附金税制が大幅に拡充されました。

また、寄附文化を育て、地域に密着した民間公益活動を促進するため、道や市が条例で指定した寄附金が、新たに市・道民税の控除対象となります。

なお、今回の改正の対象となる寄附金は、平成20年1月1日以降の寄附金です。

## ふるさと納税制度

個人の方が、岩見沢市を含むすべての地方公共団体に対して、5千円を超える寄附を行った場合、寄附金から5千円を引いた額について、一定の範囲内であれば、所得税と市・道民税を合わせて、全額控除できるようになりました。

都道府県や市区町村が、控除対象となる寄附金を条例で指定できるようになりました

これまでの市・道民税の寄附金控除の対象は、都道府県、市区町村、

## 寄附金控除改正の要点

改正前	対象となる寄附金	都道府県、市区町村、住所地の都道府県の共同募金会、住所地の都道府県の日本赤十字社の支部
	控除方式	所得控除方式
	控除率	適用対象寄附金 × 税率（10%）の軽減効果
	控除対象限度額	総所得金額の25%
	適用下限額	10万円



改正後	対象となる寄附金	現在、対象となっている寄附金に、都道府県または市区町村が条例により指定した寄附金を追加（国に対する寄附金と政党などに対する政治活動に関する寄附金を除く）
	控除方式	税額控除方式
	控除率	都道府県 ⇨ 道府県民税から4%の控除 市区町村 ⇨ 市区町村民税から6%の控除
	控除対象限度額	総所得額の30%
	適用下限額	5,000円

ただし、国に対する寄附金と、政党などへの政治活動に関する寄附金は控除の対象となりません。

「平成21年10月、市・道民税の公的年金からの特別徴収が始まります。」

高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給する高齢者の方の増加が予

想されていることから、公的年金を受給している高齢者の方の、納税の便宜を図るとともに、徴税の効率化を図るため、市・道民税を公的年金から特別徴収(天引き)する制度が導入されます。

**実施時期は**

- 平成21年10月支給の年金から

**対象者は**

- 65歳以上の老齢基礎年金受給者

市・道民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払いを受けた方で、当該年度の初日において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象となります。

**対象とならない方は**

- 当該年度分の老齢基礎年金給付の年額が18万円未満の方
  - 介護保険の特別徴収対象被保険者でない方
  - 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金給付の年額を超える方
- 特別徴収の対象となる税額は**
- 公的年金等にかかる所得分の所得割額および均等割額
- 特別徴収の対象となる年金は**
- 老齢基礎年金等

**特別徴収の方法**

上半期は、年金支給月4月・6月・8月(ごと)に、前年度の下半期(10月・12月・2月)の特別徴収額の3分の1を仮徴収します。

下半期は、年金支給月ごとに、年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を差し引いた額の3分の1を本

**市・道民税 特別徴収のイメージ**

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	年金支給	年金支給	年金支給	年金支給	年金支給	年金支給
平成21年度 または 新たに対象となる年度		普通徴収	普通徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
平成22年度 以降	特別徴収 (仮徴収)	特別徴収 (仮徴収)	特別徴収 (仮徴収)	特別徴収 (本徴収)	特別徴収 (本徴収)	特別徴収 (本徴収)

**申告はお済みですか？**

平成19年分の収入に対する所得税の確定申告や市・道民税の申告をしていないと、平成20年度分の市・道民税額に控除額などが反映されていない場合があります。

前年中に支払った社会保険料や生命保険料などがある方は、申告することによって控除が受けられ、税額が小さくなる場合があります。確定申告は税務署で行うことができ、郵送でも受け付けていますので税務署にご相談ください。

なお、市・道民税の申告は市の窓口で受け付けています。

**申告に必要なもの**

平成19年中の収入が分かるもの、平成19年中に支払った社会保険料の領収書、国民年金・生命保険料・地震保険料の控除証明書、障がいのある方は身障者手帳など、印鑑

徴収します。

特別徴収を開始する年度、または新たに対象となった年度は、上半期分を普通徴収により、下半期分を特別徴収により納めます。

市・道民税の公的年金からの特別徴収制度の詳細は、広報や市のホームページなどで随時、お知らせしていきます。

**ご存知ですか？**

パートやアルバイトの収入は給与所得になります。収入額により、税金は右の表のようになります。

ただし、市・道民税の所得割と所得税は、所得控除の額により、かからない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**パート・アルバイトの収入と税金**

収入額	市・道民税	所得税	配偶者控除・扶養控除	配偶者特別控除
97万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
97万円超 100万円以下	均等割がかかる			
100万円超 103万円以下	均等割と所得割がかかる	かかる	受けられない	受けられる
103万円超 141万円未満				

収入額で130万円を超えると、社会保険の扶養にはなれません。

問合先 市税務課市民係